

第 5 6 号 議 案

新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例

新宿区一般事務手数料条例（平成 12 年新宿区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 の 2 障害者福祉の部 12 の 3 の項中「第 5 条第 22 項」を「第 5 条第 23 項」に改め、同部 12 の 4 の項中「第 5 条第 23 項」を「第 5 条第 24 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の一部の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるため